

物品売買単価契約書（案）

下記物品の供給について、発注者 秋田県仙北地域振興局長 黒澤 正弘 を甲、秋田県平鹿地域振興局長 高島 知行 を乙、秋田県雄勝地域振興局長 小原 友明 を丙（以下、「甲等」という。）とし、受注者 ○○○○○○○○ を丁として、次のとおり単価契約を締結する。

1 物品名、規格・品質、購入予定数量及び単価

物 品 名	規格・品質	購入予定数量	単位	1 袋当たりの単価	摘要
凍結抑制剤 (固形剤散布用塩)	500kg 詰 袋 入	8,994	袋	円 (うち消費税及び 地方消費税 円)	

2 納 入 期 日 甲等が指定する日

3 納 入 場 所 甲等が指定する場所

4 契 約 期 間 自 契約を締結した日
至 令和9年3月31日

5 契 約 保 証 金 ○○○○○○円（※納付の場合）
秋田県財務規則第178条第○号の規定により免除（※免除の場合）

6 特別契約事項 次のとおり

（納入及び検査）

第1条 甲等は、発注伝票により丁に納入数量、納入期日及び納入場所を指示するものとする。

2 丁は、前項の発注伝票による納入期日までに物品を納入するものとする。この場合、納入予定日を甲等に通知しなければならない。

3 甲等は、物品の納入を受けたときは、直ちに丁の職員立ち会いのもとに検査を行い、検査に合格したときは、その引渡しを受けるものとする。

（代金の支払）

第2条 丁は、第1条第3項による引渡しを行った後、甲等に引渡ししたそれぞれの数量を月毎に取りまとめ、その数量に1袋当たりの契約単価を乗じて得た金額を甲等に対し請求するものとする。

2 丁は、前項により請求する場合、請求金額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。

3 甲等は、丁から前項による適法な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。

4 甲等は、必要に応じて、丁に交付した発注伝票を前項の請求書に添付させることができる。

(危険負担)

第3条 第1条第3項の引渡し前に生じた物品の損害については、丁の負担とする。ただし、甲等の責に帰すべき理由による場合は、甲等の負担とする。

(契約不適合責任)

第4条 甲等は、丁が納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、その修補、代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 丁が前項に規定する履行の追完に応じないときは、甲等は、相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、その契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求する事ができる。

3 前2項の場合において、甲等がその契約不適合を知った時から1年以内にその旨を丁に通知しないときは、甲等は、前2項の請求をすることができない。ただし、丁が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約内容の変更等)

第5条 この契約締結後において、物品の急激な変動その他の理由により契約内容の変更を要すると認めたときは、甲丁協議のうえ、契約単価の変更を行うことができる。

2 この契約による購入予定数量と実際の購入数量が大幅に乖離しても、甲又は丁は契約単価の変更を申し出ることは出来ない。

(履行遅滞)

第6条 丁は、発注伝票の指示のとおり納入できないときは、甲等にその旨を申し出て、その承認を受けなければならない。

2 前項の場合において、甲等がその旨を承認したときは、その理由が天災その他不可抗力による場合を除き、丁は、規定の納入期限の翌日から納入の日までの日数（検査に要した日数を除く。）に応じ、次の式により計算して得た額を違約金として甲等に支払わなければならない。

$$\text{遅滞に係る金額} \times \frac{\text{遅滞日数} \times 3.0\%}{365}$$

3 甲等は、甲等の責めに帰すべき理由により第2条第3項の期間内にその代金を支払わない場合には、前項による式により計算して得た額を違約金として丁に支払うものとする。

(権利又は義務の譲渡)

第7条 丁は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(契約の解除)

第8条 甲は、次の各号の一に該当する場合には、何らの催告をしないで、この契約を解除することができる。この場合において、丁は、解除により生じた損害賠償を請求することができない。

- (1) 丁がこの契約の条項に違反したとき。
 - (2) 丁が納入期限内に契約を履行しないとき又は履行する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 丁から契約解除の申出があったとき。
 - (4) 丁（丁が法人の場合にあっては、登記簿謄本等に記載されているすべての者）が、この契約の履行期間中に暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当すると認められたとき。
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 丁について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 丁について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 丁について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の規定により契約が解除されたときは、丁は契約金額（予定数量・単位に契約単価を乗じて得た額の合計額をいう。）から既に納入した物品に係る数量・単位に契約単価を乗じて得た額の合計額を控除した金額の100分の10に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。
- 4 前項の場合において、丁が契約保証金を納付しているときは、甲は、その契約保証金を違約金に充当するものとし、契約保証金の額が違約金の額を超える場合はその超える額を丁に返還するものとする。

（談合の場合の契約解除）

第9条 甲は、この契約に関して、次の各号の一に該当する場合には、何らの催告をしないうちに、この契約を解除することができる。この場合において、丁は、解除により生じた損害賠償を請求することができない。

- (1) 丁が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による排除措置命令を受け、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項又は第2項に定める期間内に抗告訴訟を提起しなかったとき。
- (2) 丁が、独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）又は第7条の9第1項若しくは第2項の規定による課徴金の納付命令を受け、行政事件訴訟法第14条第1項又は第2項に定める期間内に抗告訴訟を提起しなかったとき。
- (3) 丁が、前2号に規定する排除措置命令又は課徴金の納付命令に係る抗告訴訟を提起し、当該訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。
- (4) 丁（丁が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第4条の規定による刑に処せられたとき。

(甲の帰責事由による契約解除)

第10条 甲は、第8条第1項及び前条に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約を解除した場合において、丁に損害が生じたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲丁協議して定めるものとする。

(契約保証金の返還)

第11条 甲は、丁がこの契約の全部について履行したときは、契約保証金を返還するものとする。

(費用の負担)

第12条 この契約の締結に要する費用は、丁の負担とする。

2 物品の納入及び検査に要する費用（検査の結果、不合格となった物品の引き取り等に要する費用を含む。）は、すべて丁が負担する。

(個人情報の保護)

第13条 丁は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(信義則)

第14条 甲、乙、丙及び丁は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第15条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲丁協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、秋田県財務規則第7条第5項の規定による事務処理の委任に基づき、甲丁両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 契約担当者

秋田県大仙市大曲上栄町13番62号

秋田県仙北地域振興局長 黒澤 正弘

丁 住 所

商号又は名称

氏 名